⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Hirai Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the substructure (P19-P1) of the Okinosubridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 14 September 2017

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 7 November 2017 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 7 November 2017 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 7 November 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Kenji Ushino, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年８月８日

阪神高速道路株式会社契約責任者

建設・更新事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○平成29年阪神高速公告第19号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　新港・灘浜航路部の橋梁構造検討及び概略設計業務

⑶　業務内容　本業務は、大阪湾岸道路西伸部に計画される新港・灘浜航路部の長大橋および高架橋の橋梁構造検討および概略設計を行い、工事発注用資料を作成するものである。

⑷　履行期限　平成32年２月28日

２　参加資格　本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

⑴　企業の形態　技術提案書の提出者は以下に掲げる要件を満たしている単体企業または設計共同体であること。

①　単体企業

１）阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

２）阪神高速道路株式会社における平成29～32年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。

３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

４）参加表明書の提出期限の日から技術提案書特定通知の日までの期間に、当社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

５）参加表明書の提出期限の日から技術提案書特定通知の日までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、次の要件を満たす者であること。

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

３）構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

４）設計共同体の協定書が、説明書別紙に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

⑵　参加表明書の業務実績、本業務における配置予定技術者の技術者資格、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

⑶　参加表明書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明書の経験　業務実績

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　保有資格、業務実績、専任性

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　参加表明書の経験　業務実績

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　保有資格、業務実績、表彰、専任性

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案書及びヒアリングの内容

５　手続等

⑴　担当部署　〒550―0011 大阪市西区阿波座１－３－15　ＪＥＩ西本町ビル２Ｆ　阪神高速道路株式会社　建設・更新事業本部総務・経理課　電話06―6535―9359　ＦＡＸ06―6535―0733

⑵　説明書の交付期間及び方法

①　交付期間　平成29年８月８日（火）から平成29年８月21日（月）午後４時まで

②　交付方法　以下サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、下記サイトから受領ができない場合は、ＣＤ－Ｒ等により交付するので、事前に⑴の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告）
http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/

③　交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　平成29年８月21日（月）午後４時　上記期限までの休日を除く毎日、午前10時から午前12時まで及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　上記⑴に同じ。

提出方法　１部を持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）すること。